

にかほ市定住奨励金等交付要綱（改正後全文）

平成 27 年 3 月 23 日

告示第 24 号

改正 平成 29 年 3 月 24 日告示第 20 号

平成 31 年 4 月 1 日告示第 46 号

令和 4 年 3 月 18 日告示第 36 号

令和 5 年 4 月 1 日告示第 号

にかほ市定住奨励金等交付要綱（平成 27 年にかほ市告示第 24 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、にかほ市に定住する意思をもって住宅を取得し、県外から転入した者に対し、奨励金等を交付することにより定住の促進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「定住」とは、永住を前提にして、にかほ市に住民基本台帳法第 22 条（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく転入の届出（以下「住民登録」という。）を行い、かつ、生活の基盤がにかほ市にあることをいう。
- (2) 「住宅」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅をいう。
- (3) 「専用住宅」とは、専ら自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (4) 「併用住宅」とは、自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (5) 「取得」とは、にかほ市内に住宅を新築し又は新築住宅若しくは中古住宅を購入し、かつ、当該住宅の所有権登記を行うことをいう。ただし、贈与及び相続によるものを除く。
- (6) 「住民登録の日」とは、にかほ市に住民登録した日をいう。

（助成の種類）

第 3 条 市長は、第 1 条の目的のために、この告示で定める条件を満たした者に対し、予算の定めるところにより次の各号に掲げる助成（以下「奨励金等」という。）を行うことができる。

(1) 定住奨励金

(2) 宅地・住宅取得支援金

(3) 定住世帯温泉無料パスポート（以下「無料パスポート」という。）

2 奨励金等の助成については、定住奨励金、宅地・住宅取得支援金及び無料パスポートを併用して助成できるものとする。

（便宜の供与）

第4条 市長は、定住しようとする者等に対し、前条第1項各号の助成措置のほか、定住環境の充実に必要な支援、協力に努めるものとする。

（定住奨励金の交付対象者）

第5条 第3条第1項の奨励金等の交付対象者は、にかほ市移住・Uターン希望登録者で、住民登録の日から起算して過去3年間以上秋田県外に住所を有し、かつ、定住のために住宅を取得し住民登録を行った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 住民登録の日と住宅取得の日の間に1年以上期間がある者。ただし、住民登録の後に定住用の住宅を取得する場合は、その間に3年以上期間がある者。

(2) 市区町村税等（特別徴収分を除く。）に滞納がある者

(3) 定住地の自治会へ加入していない者

(4) 過去に、この要綱による奨励金等の交付を受けている者

(5) 令和5年3月31日以前に住民登録を行ったもの

(6) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者

（定住奨励金の交付）

第6条 定住奨励金の交付額は別表第1のとおりとし、前条の交付対象者に1回限り交付することができる。

（宅地・住宅取得支援金の交付）

第7条 宅地・住宅取得支援金は、前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の属する世帯に対し、定住奨励金の交付決定日の属する年度以降、新たに固定資産税が課せられることとなった年度の初日から起算して3年間は、新たに取得した宅地（当該住宅の敷地に限る。）及び住宅に係る固定資産税額を限度としてを交付することができる。ただし、併用住宅を取得し事業を行う場合における支援金の交付額は、居住

の用に供する部分に係る固定資産税額を限度とする。

- 2 前項の支援金の交付は、交付決定者の属する世帯の世帯員がにかほ市内に在住している場合に限る。

(無料パスポートの交付)

第8条 無料パスポートは、第6条の交付決定者及び住民登録の日における交付決定者以外の世帯員に対し交付することができる。

- (1) 無料パスポートは、別表第2に定める施設に提示することにより、当該施設における日帰り入浴を無料で利用することができる。
- (2) 無料パスポートの有効期限は、交付の日以後1年間とする。

(奨励金等の交付申請)

第9条 奨励金等の交付を受けようとする者は、にかほ市定住奨励金交付申請書(様式第1号)、にかほ市宅地・住宅取得支援金交付申請書(様式第6号)又はにかほ市定住世帯温泉無料パスポート交付申請書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、定住奨励金と宅地・住宅取得支援金又は無料パスポートを同時に申請する場合は、添付書類は併用することができる。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票謄本
- (3) 世帯全員の戸籍附票(住民登録の日から起算して過去3年間以上秋田県外に住所を有していたことが分かるもの)(定住奨励金のみ)
- (4) 土地・家屋の登記事項証明書(定住奨励金のみ)
- (5) 税情報照会に係る同意書(様式第3号)
- (6) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる時期及び期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 定住奨励金及び無料パスポート 住民登録の日から1年以内とする。ただし、住民登録の日から3年未満の期間の内に定住のため住宅を取得した場合は、住宅取得の日から1年以内とする。
- (2) 宅地・住宅取得支援金 初年度分は、定住奨励金の交付決定日の属する年度に固定資産税が課税されている場合は、その固定資産税を完納した課税年度内とし、定住奨励金の交付決定日の属する年度に固定資産税が課税されていない場合は、その翌年度

に課税された固定資産税を完納した課税年度内とする。２年度目以降は、初年度分の翌年度以降、当該年度内に課税された固定資産税を完納した課税年度内とする。

（奨励金等の交付決定）

第１０条 市長は、前条の規定による奨励金等の交付申請があったときは、申請内容を審査し、奨励金等を交付すべきものと認めたときは、にかほ市定住奨励金交付決定通知書（様式第４号）、にかほ市宅地・住宅取得支援金交付決定通知書（様式第７号）又はにかほ市定住世帯温泉無料パスポート交付決定通知書（様式第１０号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金等の請求）

第１１条 交付決定者は、にかほ市定住奨励金交付請求書（様式第５号）又は、にかほ市宅地・住宅取得支援金交付請求書（様式第８号）若しくは、にかほ市定住世帯温泉無料パスポート交付請求書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金等の返還等）

第１２条 奨励金等の交付を受けた者は次の各号のいずれかに該当する場合、交付を受けた奨励金等及び無料パスポートの提示により無料となった施設使用料相当額を返還しなければならない。ただし、市長はやむを得ない特別な事由があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- （１） 虚偽又はその他不正の手段により奨励金等の交付を受けたとき。
- （２） 奨励金等の交付日から３年以内に、交付決定者及びその世帯員全員が転出したとき。
ただし、転勤等により一時的に転出する場合を除く。
- （３） 奨励金等の交付日から３年以内に、当該住宅を転売又は取り壊したとき。ただし、市内に他の住宅を取得する場合を除く。
- （４） 奨励金等の交付日から３年以内に、交付決定者又はその世帯員が市税を滞納したとき。

２ 市長は、前項の規定に基づき奨励金等を返還させる場合は、にかほ市定住奨励金等返還命令書（様式第１３号）により申請者に通知し、期限を定めて奨励金等の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１３条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(にかほ市定住奨励金等交付要綱の全部改正に伴う経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のにかほ市定住奨励金等交付要綱（以下「旧要綱」という。）第14条の規定により交付決定を受けた者にあつては、第15条から第18条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 平成27年3月31日以前に住民登録をした者に限り、旧要綱第13条第2項の規定に基づく対象者にあつては、この告示の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日告示第20号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のにかほ市定住奨励金等交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の要綱における相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年4月1日告示第46号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日以前に住民登録をした者に限り、第5条の規定に基づく対象者にあつては、この告示の施行後も、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日告示第 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のにかほ市定住奨励金等交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後のにかほ市定住奨励金等交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第6条関係）

区分	条件	金額	備考
(1) 定住奨励金	交付決定者	70万円	
(2) 世帯人数加算	単身世帯でない場合	住民登録の日における交付決定者以外の世帯員1人につき10万円（上限30万円）。 ただし、市長が不適当と認めるものは加算対象世帯員としない。	
(2) の条件を満たす場合は (1) 定住奨励金と (2) 世帯人数加算を合算した額を交付額とする。			

別表第2（第8条関係）

施設名	住所
道の駅象潟「ねむの丘」	にかほ市象潟町字大塩越73番地1
にかほ市鶴泉荘	にかほ市象潟町横岡字目貫谷地1番地
にかほ市温泉保養センターはまなす	にかほ市金浦字中谷地20番地1
仁賀保老人憩の家「午ノ浜温泉」	にかほ市三森字午ノ浜142番地